

○ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

(平成8年9月1日)
(訓令第1号)

改正 平成20年10月1日 訓令第1号
平成21年8月3日 訓令第1号
令和元年10月1日 訓令第1号

ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(昭和57年ふじみ衛生組合訓令甲第2号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成8年ふじみ衛生組合条例第3号。以下「条例」という。)及びふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成8年ふじみ衛生組合規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づき、職員(条例第18条に規定する職員を除く。以下同じ。)の勤務時間、休日、休暇等について、必要な事項を定めるものとする。

(正規の勤務時間の割振り)

第2条 条例第3条第2項本文の規定による職員の正規の勤務時間の割振りは、次条第1項に規定する休憩時間を含み、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、管理者は、職務に支障がないと認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを次の各号のいずれかとすることができる。

- (1) 午前7時30分から午後4時15分まで
- (2) 午前9時30分から午後6時15分まで
- (3) 正午から午後8時45分まで

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号に掲げる勤務時間の割振りにより勤務する職員の休憩時間は、午後2時30分から午後6時30分までの間のうち、所属長が別に定める1時間とすることができる。

3 正規の勤務時間を超えて勤務する職員の休憩時間は、所属長が別に定める。

(準用)

第4条 ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事項は、この規程に定めるもの

のほか、三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成8年三鷹市訓令第5号）の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第6条の規定に基づき与えられている2時間を単位として与える休暇は、この訓令による改正後のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第5条で準用する市規程第8条第1項の規定に基づき定められたものとみなす。

附 則 (平成20年10月1日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程は、平成20年1月1日から適用する。

附 則 (平成21年8月3日訓令第1号)

この訓令は、平成21年8月3日から施行し、この訓令による改正後のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年10月1日訓令第1号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。